

イノシシ・ニホンジカ捕獲の手引き (農業者向け)

＜第二版＞

令和7年4月

神戸市 経済観光局

農政計画課

西農業振興センター

北農業振興センター

改定履歴 ＜第二版＞

p3～4

有害捕獲許可の期間の取扱いについて追記。

p10～11, 様式集

有害鳥獣捕獲許可申請書の様式を一部改正。

p15～16, 様式集

有害鳥獣捕獲活動報告書の様式を一部改正。

1. 趣旨

この手引きは、農業者が、農作物被害防止のため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」という。）に基づく有害鳥獣捕獲許可を受け、自らの事業地内において箱わな又は囲いわなによりイノシシ・ニホンジカを捕獲する場合について、許可の手續、捕獲個体に関する報告並びに確認方法等について解説するものです。

注1：兵庫県猟友会に所属している方は、この手引きにある手續によらず、市内猟友会各支部における有害鳥獣捕獲班員としての捕獲活動が可能です。

注2：有害鳥獣のうち、アライグマ・ヌートリアについては、この手引きにある手續によらず、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく防除従事者の届出による捕獲が可能です。

2. 有害鳥獣捕獲許可

農作物被害の防止の目的において、市内においてイノシシ・ニホンジカの捕獲等を行う場合は、神戸市長より、鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲許可を受ける必要があります。ただし、兵庫県におけるイノシシ・ニホンジカの狩猟期間（毎年11月15日から翌年の3月15日まで）において、狩猟免許を所持するものが兵庫県において狩猟者登録を行い、狩猟として市内で捕獲等を行う場合は、神戸市長の許可は不要です。

（1）許可の要件等

イノシシ・ニホンジカの捕獲等を許可する者の要件は、以下の全てを満たす者とします。

- ① 市内において1,000㎡以上の農地を耕作している経営者、若しくは経営補助者として農地基本台帳に登録されていること。
- ② 捕獲等の方法として、自らの事業地内で箱わな又は囲いわなを使用するものであること。（箱わな、囲いわな以外の捕獲わなの使用は認められません。）
- ③ わな猟免許を所持していること。
- ④ 施設損害賠償責任保険（補償金額3,000万円以上のもの（鳥獣保護管理法施行規則第67条第2項第1号に掲げる要件を満たすもの）に限る。）に加入していること。
- ⑤ 市が適当と認める研修を受講していること。
- ⑥ 1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められること。

注：捕獲の方法として、「囲いわな」のみを使用する場合、上記③～⑤の要件は免除します。

（2）研修の受講について

（1）④に掲げる「市が適当と認める研修」とは、以下の研修又はそれと同等の内容と認められるものとします。

① 神戸市有害鳥獣捕獲実践研修

当該年度の狩猟免許の新規取得者向けに実施している研修で、狩猟免許（わな猟免許）の新規取得者には、兵庫県の狩猟免許合格者のリストをもとに個別にご案内しています。

また、過年度の免許取得者であっても、有害鳥獣捕獲許可の取得のため、受講を希望される場合は受講可能です。毎年12月～翌年1月頃の開催を予定しておりますので、農政計画課又は担当の農業振興センターまでお問い合わせください。市のホームページでもご案内しています。

② 兵庫県が実施する有害鳥獣捕獲入門講座（狩猟マイスター育成スクール）

③ その他神戸市が開催する農業者向け個別捕獲研修

①の神戸市有害鳥獣捕獲実践研修を受講できなかった方で、当該年度内に研修の受講を希望される方が複数人（概ね5名以上）集まっていた場合は、個別に捕獲研修を実施することが可能です。詳しくは担当の農業振興センター又は農政計画課までお問い合わせください。

④ その他、自治体又は都道府県猟友会が実施する研修であって、上記に掲げる研修と同等の内容と認められるもの

個別に農政計画課又は担当の農業振興センターまでご相談ください。

(3) 許可の手続

① 事前準備

・狩猟免許（わな猟免許）の取得

箱わな等によるイノシシ等の捕獲を許可するにあたっては、捕獲に従事される方が狩猟免許（わな猟免許）を所持していることが必要となります。狩猟免許を取得するには、都道府県が行う狩猟免許試験に合格する必要があります。兵庫県の狩猟免許試験は例年、7月～11月頃に3回程度に分けて実施されます。詳しくは兵庫県のホームページ等でご確認ください。

また、狩猟免許試験に先立ち、兵庫県猟友会が狩猟免許の取得を目指す人のための講習会（初心者狩猟免許講習会）を実施しています。受講は任意ですが、狩猟免許試験に必要な法令や鳥獣類に関する知識（座学）、猟具の知識・取扱い（実技）についての講習となりますので、是非ご検討ください。詳しくは兵庫県猟友会のホームページ等でご確認ください。

○狩猟免許試験（※申し込み書類は神戸農林振興事務所等で配布）

受付場所：兵庫県 農政環境部 環境創造局 鳥獣対策課（TEL 078-362-9084）

申請手数料：1種類につき5,200円。他に医師の診断書が必要。

○初心者狩猟免許講習会

申込先：一般社団法人 兵庫県猟友会 事務局（TEL 078-361-8127）

開催日：狩猟試験の約1ヶ月前（申込期間は開催日の約1か月前）

受講費用：10,000円（テキスト、例題集込み）

・研修の受講

狩猟免許を取得された方は、「(2) 研修の受講について」に記載している研修のいずれかを受講してください。過去に同じ研修を受講された場合は、再度受講する必要はありません。（市が主催する研修以外の研修を受講された場合は、受講証明書

等の提出をお願いする場合がございます。) なお、市内在住で、狩猟免許(わな猟免許)を新規に取得された方については、その年度に実施する狩猟免許取得補助金*のご案内の中で「① 神戸市有害鳥獣捕獲実践研修」の受講についてご案内いたしますので、基本的にはその研修を受講してください。また、本研修の受講については、農業振興センターが発行するミニ通信などを通じてのご案内しますので、既に狩猟免許を取得されており、研修未受講の方についても、基本的には本研修を受講してください。

有害鳥獣捕獲実践研修の受講が出来なかった方で、研修の受講を希望される方が複数人(概ね5名以上)集まっていた場合は、個別に捕獲研修を実施することが可能です。詳しくは担当の農業振興センター又は農政計画課までお問い合わせください。

※狩猟免許取得補助金について

神戸市では、市内猟友会に加入して有害鳥獣捕獲に従事しようとする方や、農作物被害防止のため、自ら有害鳥獣捕獲に従事しようとする農業者の方を対象に、狩猟免許の取得費用等に関する補助を実施しています。詳しくは神戸市のホームページでご確認ください。

○「神戸市 狩猟免許 補助」で検索

<https://www.city.kobe.lg.jp/a99375/shise/kekaku/kezaikankokyoku/yugai-choju/menkyo.html>

・施設損害賠償責任保険(わな猟保険)への加入

民間保険会社等の施設損害賠償責任保険(補償金額3,000万円以上のものに限り)に加入してください。申請する有害鳥獣捕獲許可の期間中、保険に加入している必要があります。

・近隣住民への説明

有害鳥獣捕獲には一定の危険が伴います。事業地内でイノシシ等の捕獲を実施することや、わなの設置場所にむやみに近寄らないようにすることなどについて、近隣住民の方や、集落の代表者の方(農会長等)に事前に十分説明を行ってください。

・止め刺しについて

わなによる捕獲作業において、わなにかかったイノシシ等にとどめをさす行為(止め刺し)が一番危険を伴うと言われていています。止め刺しについても、基本的には捕獲者ご自身で行っていただきますが、技術面で不安がある場合は、市から猟友会に依頼し、猟友会員に止め刺しを指導・補助又は代行してもらうことも可能です。猟友会員に止め刺しの指導・補助又は代行を依頼する場合は、事前に市にご相談ください。

② 有害鳥獣捕獲許可申請

p10以降の記載例を参考に、「鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書」(様式第2号)(以下、「有害鳥獣捕獲許可申請書」という。)を提出してください。申請手数料は無料です。

許可の期間は、新規申請の場合、最長3か月間(ただし年度をまたがないこと)で

す。その後継続して捕獲許可申請を行う場合であって、過去に違反や事故等が無い場合は、最長1年間（ただし年度をまたがないこと）とします。

③ 有害鳥獣捕獲許可申請書に添付する資料

有害鳥獣捕獲許可申請書には、以下の書類の添付が必要となります。

・縮尺5万分の1以上の地形図（捕獲の場所を明らかにしたもの）

住宅地図のコピーやWebマップの印刷物等で、捕獲を行う地点（わなを設置する地点）を明示したものを提出してください。

・事業区域（捕獲の場所を含む区域）の所有権又は使用权を示す書類

捕獲の場所は原則、自らの農地及びそれに隣接した自らの敷地内に限ります。農地基本台帳に登録しているご自身の農地以外の場所で捕獲を行う場合は、土地の登記事項証明書、借地の場合は賃貸借契約書のコピー等、捕獲場所の所有権・使用权を示す書類を提出してください。

・使用する捕獲用具に係るその構造、設置方法等を示す図面

自己所有の箱わな・囲いわなを使用される場合は、メーカーカタログなど、その構造や大きさが分かる書類に実物の写真を添えて提出してください。神戸市鳥獣被害防止対策協議会から貸与する箱わなを使用される場合（p5参照）は提出不要です。なお、自作のわなを使用される場合、現地で実物を確認させていただく場合があります。

・鳥獣の捕獲等許可申請者名簿（様式第2号 別紙1）

同一の農地を管理しているグループで捕獲に従事される場合であって、代表者の方がまとめて申請する場合は添付してください。p12の記載例を参考に記載してください。

・農業委員会事務局への照会に関する同意書（様式第2号 別紙2）

p13の記載例を参考に記載してください。

・狩猟免許（わな猟免許）の写し

狩猟免許（わな猟免許）のコピーを提出してください。なお、申請する有害鳥獣捕獲許可の期間中有効なものに限り、申請期間中に更新時期を迎える場合は、更新後の狩猟免許が交付され次第、速やかにコピーを再提出してください。

・施設損害賠償責任保険（わな猟保険）への加入を示す書類

施設損害賠償責任保険（補償金額3,000万円以上のものに限り。）の保険証券のコピー等、保険加入と上限賠償金額を確認できる書類を提出してください。

なお、申請する有害鳥獣捕獲許可の期間中有効なものに限り。

※囲いわなのみを使用して捕獲を行う場合は、狩猟免許の写し及び施設損害賠償責任保険への加入を示す書類の添付は不要です。

④ 提出場所

以下の捕獲場所（箱わなを置く地点）の区を管轄する担当部署に提出してください。

・須磨区、垂水区内：神戸市経済観光局農政計画課

（〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 3階 TEL 078-984-0370）

- ・西区内：神戸市経済観光局西農業振興センター
(〒651-2124 神戸市西区伊川谷町潤和 1058 西神文化センター2階 TEL 078-975-5800)
- ・北区内：神戸市経済観光局北農業振興センター
(〒651-1302 神戸市北区藤原台中町 1-2-1 北神中央ビル内 6階 TEL 078-982-7111)

特に書類に不備がなければ、申請書の提出日から 10 日～2 週間程度で許可について通知します。捕獲を許可する場合は、有害鳥獣捕獲許可証を交付しますので、大切に保管してください。許可証は、許可期間終了後、返却が必要となります。紛失した場合は「鳥獣捕獲許可証等亡失届出書 兼 鳥獣捕獲許可証等再交付申請書」(様式第 7 号)(p14 の記載例参照)の提出が必要となりますので、ご注意願います。

また、申請時より住所等を変更された場合は、「住所等変更届出書」(様式第 7 号)(p14 の記載例参照)を提出してください。

(4) 箱わなの貸与について

有害鳥獣捕獲許可を取得してイノシシ等の捕獲を行うにあたり、希望者には、神戸市鳥獣被害防止対策協議会から大型獣用の箱わなの貸与を実施しています。箱わなの貸与を希望される方は、有害鳥獣捕獲許可の取得後、箱わな貸与申請書を以下の担当の農業振興センター(神戸市鳥獣被害防止対策協議会 事務局)に提出してください。

貸与期間は、原則、有害鳥獣捕獲許可の期間となります。

- ・須磨区、垂水区、西区内：神戸市経済観光局西農業振興センター
(〒651-2124 神戸市西区伊川谷町潤和 1058 西神文化センター2階 TEL 078-975-5800)
- ・北区内：神戸市経済観光局北農業振興センター
(〒651-1302 神戸市北区藤原台中町 1-2-1 北神中央ビル内 6階 TEL 078-982-7111)

3. イノシシ等の捕獲について

(1) わなの設置について

有害鳥獣捕獲許可の取得後、申請した場所に箱わな又は囲いわなを設置してください。設置はご自身で行っていただきます。なお、安全性を確保するため、可能な限り、補助者(許可を受けた方に限りません。)を含めた複数人で作業を行ってください。

設置した箱わな等については、事業地内の見える範囲で位置を変えていただくことは可能ですが、設置場所を申請した場所から大幅に変更する場合は、許可申請を行った担当部署にあらかじめご連絡をお願いします。(設置できる場所は自らの事業地内に限りません。)

設置したわなには、設置者の①住所、②氏名、③連絡先、④神戸市許可であること、⑤許可期間、⑥許可証の番号、⑦捕獲等を行おうとする鳥獣の種類(イノシシ等)を縦横 1 cm 以上の大きさの文字で記載した金属性又はプラスチック製の標識を、見えやすいところに掲示してください。

また、わなの近くの人々の通行がある道端等に、捕獲のためのわながあることを知らせる看板等を設置し、みだりに近づかないよう危険性について周知を行ってください。

【標識の見本】

許可証 番号		許可の 有効 期間		年
氏名	有害鳥獣		月	日 から
住所	捕獲等		月	年
				日 まで
電話 番号				
許可 権者				

※（一社）大日本猟友会が発行している標識

設置者	
氏名	
住所	
電話番号	
交付行政庁	〇〇市●●課
所在地	有害
電話番号	
鳥獣捕獲許可番号	第 号
許可期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
捕獲鳥獣	イノシシ ニホンジカ

※「復興庁 イノシシ被害対策技術マニュアル」より

【看板のイメージ】



(2) イノシシ等が捕獲されたら

① 獲物の止め刺しについて

ご自身で止め刺しをされる場合は、周囲の安全に十分配慮した上で、電殺器や刃物などで止め刺しを行ってください。なお、銃猟免許をお持ちの方でも、銃の使用による止め刺しは認めておりませんので、ご注意ください。

猟友会員に止め刺しの指導・補助又は代行を依頼される場合は、獲物が捕獲された場合、担当の猟友会支部員に直接ご連絡ください。(その際、猟友会支部員によっては、銃により止め刺しの代行を行う場合もあります。) 猟友会支部員による止め刺しの指導・補助又は代行が終了したら、猟友会支部員が持参する報告書(p17参照)にフルネームでサインをお願いします。(なお、土日祝日は猟友会支部員が対応できない場合がございますので、ご了承ください。)

② 捕獲個体の写真の撮影について

獲物の止め刺しを行った後、以下の手順で捕獲個体の写真を撮影し、許可期間終了後に提出していただく有害鳥獣捕獲活動報告書(p9参照)に添付してください。

なお、猟友会員に止め刺しの指導・補助又は代行を依頼された場合は、猟友会員も市への報告書提出のため、同じくその場で写真撮影を行いますので、ご了承ください。

a. 捕獲個体の向き

原則として、撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側にくる状態(右横腹が写るように)とします。

b. 捕獲個体へのマーキング

捕獲個体の識別ができるよう、体にスプレー等で捕獲日をマーキングします。また、同じ日に複数頭捕獲した場合は、捕獲日の後に枝番号を加えます。

c. 証拠写真の撮り方

証拠写真は、捕獲個体と捕獲従事者本人が写る(グループで捕獲に従事される場合は、代表者1人の方で結構です。)か、もしくは捕獲個体に有害鳥獣捕獲許可証(グループで捕獲に従事される場合は、代表者1人の許可証で結構です。)を添えて、日付を印字できるカメラを使用して撮影します。

捕獲現場において撮影することが望ましいですが、捕獲従事者の安全確保又は当日の天候、地形条件等により、捕獲現場での撮影が困難な場合は、捕獲現場以外で撮影してもかまいません。

【写真のイメージ】



- ・原則として、撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、頭部が右側にくる状態とすること。
- ・捕獲個体にスプレー等で捕獲日をマーキングし、同日に複数頭捕獲した場合は枝番号もマーキングすること。
- ・捕獲従事者本人と一緒に写るか、もしくは有害鳥獣捕獲許可証を添えて撮影すること。
- ・日付表示機能のあるカメラを使用すること。

③ 捕獲証拠物の提出について

a. 証拠物

捕獲されたイノシシ又はニホンジカの尾を先端から 5~7cm 程度（人の小指の長さ程度）で切り、有害鳥獣捕獲活動報告書（p9 参照）とともに証拠物として提出するものとします。

捕獲時に尾が欠落している場合は、欠落していることが証明できる臀部の写真を撮影の上、両耳を切り取って提出するものとします。

b. 提出方法

中身が確認できる透明袋等に入れ、密閉した状態で提出するものとします。

c. 透明袋への捕獲日記入

透明袋には捕獲個体と照合ができるよう、捕獲個体に記載した捕獲日及び枝番号を記入します。提出された証拠物は市職員が記録した上で処分します。

【証拠物の見本】



透明袋には捕獲個体と照合ができるよう、捕獲日及び枝番号を記入する。

※尾は天日干しの後、中身が確認できる透明袋等に入れ密閉し、冷凍して保管をお願いします。

④ 止め刺し後の捕獲個体の処理について

止め刺し後の捕獲個体については、埋設等適切な処理を行ってください。また、自家消費に限定した食肉利用を行ってもかまいませんが、残渣については、目立たぬよう小分けにし、袋に包んで燃えるごみに出すなど、食品残渣として適切に処理してください。^注

捕獲個体の譲渡は、その残渣も含め、譲り受ける者により適切な処理が確実になされることを確認した上で行ってください。

なお、個体を譲渡する場合も、尾は必ず切り取って手元に保管してください。捕獲活動報告書とともに提出が必要となります。

注：通常のごみとしてクリーンステーションに出せるものは、45Lの指定袋に入る重さ5kgまでのものになります。

4. 捕獲報告について

(1) 有害鳥獣捕獲活動報告書の作成について

有害鳥獣捕獲許可期間終了後、p15以降の記載例を参考に、速やかに「有害鳥獣捕獲活動報告書」（様式第8号）を作成して提出してください。なお、有害鳥獣捕獲許可期間の満了を待たずに捕獲活動を終了する場合は、許可期間に関わらず、捕獲活動終了後、速やかに有害鳥獣捕獲活動報告を作成して提出してください。

有害鳥獣捕獲活動報告書には、①捕獲活動出勤者名簿・集計表（様式第8号 別紙）（p16の記載例参照）、②捕獲個体の写真（p7参照）、③証拠物となる捕獲個体の尾（p8参照）、④返納する有害鳥獣捕獲許可証を添付してください。

(2) 提出場所

有害鳥獣捕獲許可を受けた区を管轄する担当部署に提出してください。

- ・須磨区、垂水区内：神戸市経済観光局農政計画課

（〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 3階 TEL 078-984-0370）

- ・西区内：神戸市経済観光局西農業振興センター

（〒651-2124 神戸市西区伊川谷町潤和 1058 西神文化センター2階 TEL 078-975-5800）

- ・北区内：神戸市経済観光局北農業振興センター

（〒651-1302 神戸市北区藤原台中町 1-2-1 北神中央ビル 6階 TEL 078-982-7111）

有害鳥獣捕獲許可申請書 記載例

(様式第2号) 表面

令和〇年 〇月〇〇日

神戸市長 あて

住所 <small>(備考) 1 参照</small>	〒〇〇〇-〇〇〇〇 神戸市北区〇〇〇町〇〇番地の〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
氏名 <small>(備考) 2 参照</small>	(記名又は署名) 神戸 太郎 ほか〇名
職業 <small>(備考) 3 参照</small>	農業
生年月日	〇〇〇年〇月〇〇日生

居住地の住所を記載して下さい。電話番号は日中連絡のつく番号をご記載ください。

同一農地を管理するご家族等のグループで捕獲に従事される場合は、代表者を記入し、グループの名簿を添付することで申請できます。ただし、全員が許可の要件を満たす必要があります。

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定（並びに同法第9条第8項及び同法施行規則第7条第7項）~~※~~により鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を申請し、以下により申請します。（備考）4 参照

捕獲等しようとする鳥獣又は採取等しようとする鳥類の卵の種類及び数量	イノシシ（幼獣含む） 〇頭	<small>(備考) 5 参照</small>
捕獲等又は採取等の目的	農業被害の防止 （〇 被害等を受けた者から依頼され、業として捕獲を行う者）	新規申請時は最長3か月間、その後、違反等が無い場合は最長1年間（ただし年度をまたがないこと）とします。
捕獲等又は採取等の期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	捕獲を行う場所の住所を記載して下さい。
捕獲等又は採取等の区域	神戸市北区〇〇〇町〇〇番地の〇	
捕獲等又は採取等の方法	箱わな（自己所有・市からの貸与） 処理について指導・補助を行う者がある場合はその者 (猟友会〇〇支部 〇〇〇〇 連絡先〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	箱わな又は囲いわなに限ります。箱わなの場合、自己所有又は市の貸与物の別を記載して下さい。
捕獲等又は採取等をした後の処理	殺処分後、埋設処理又は自家消費用の食肉利用	猟友会員に止め刺しの指導・補助を依頼する場合に記載します。
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等しようとする場合にあつてはその旨	鳥獣保護区 銃猟禁止区域	いずれかに該当する場合は記載。（兵庫県鳥獣保護区等位置図でご確認下さい。）
狩猟免許を受けている場合は当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免状の番号及び交付年月日	わな猟免許 兵庫県知事 神戸第〇〇号 令和〇年〇月〇〇日	
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可番号、許可年月日及び鉄砲の種類		<small>(備考) 14 参照</small>
捕獲等に関する研修等の受講履歴	令和〇年〇月〇日 神戸市有害鳥獣捕獲実践研修 受講	<small>(備考) 15 参照</small>
備考		<small>(備考) 16 参照</small>

- <添付資料>
- 1 縮尺5万分の1以上の地形図（捕獲の場所を明らかにしたもの）及びその区域の所有権又は使用権を示す書類（被害防止の目的で自らの事業地内で捕獲を行う場合に限り。）
 - 2 使用する捕獲用具に係るその構造、設置方法等を示す図面
 - 3 複数人が同一の目的で捕獲に携わる場合で捕獲区域や方法も同一の場合、捕獲区域及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿（別紙1）
 - 4 農業者が農業被害防止の目的で申請を行う場合、農業委員会事務局への照会に関する同意書（別紙2）
 - 5 その他市長が必要と認める書類（有害鳥獣捕獲依頼書（様式第1号）等）

農業者による自主捕獲の申請については不要です。

※ 法人申請で、従事者証の交付申請も同時に行う場合は（ ）を外し、それ以外の場合は（ ）内の文字を抹消すること。

(様式第2号) 裏面

(備考)

1. 住所欄には、法人申請（従事者証を交付する場合）の場合以外は、所属機関の所在地ではなく、申請者本人の自宅の住所を記載すること。
2. 氏名欄には、複数人が同一の目的で捕獲に携わる場合で捕獲区域や方法も同一の場合には、氏名欄の下に「ほか〇名」と人数を記入し、代表者（班長とすること）を含み「鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿（別紙1）」に必要事項を記載の上、添付すること。
法人申請の場合は、その法人の長の名前を記入し、従事者は従事者名簿（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿（別紙1））に必要事項を記載の上添付すること。
3. 農業被害防止の目的で申請を行うことができる農業者は、市内において1,000m²以上の農地を耕作している経営者若しくは経営補助者として農地基本台帳に登録されている者とする。
4. 法人申請（当該申請において、法人申請を行うことができるものは、法第9条第8号に規定する法人（国、地方公共団体その他環境省令で定める法人）に限るものとし、従事者証を交付する場合。以下同じ。）で、従事者証の交付申請も同時に行う場合にあつては、（ ）を外し、従事者証の交付申請を同時に行わない場合若しくは個人申請の場合は（ ）内の文字を抹消すること。
5. 捕獲の頭（羽・個）数は、各人別に割り振られた頭（羽・個）数を記載すること。また、1頭を共同で捕獲するような場合においては、合計〇人で1頭というように記載すること。
6. 目的欄には「有害鳥獣捕獲（農林水産業被害防止）」等、捕獲等をする事由を記載することとし、農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において捕獲等を行おうとする場合は、当該事業地内における被害状況の詳細について記載すること。また、被害等を受けた者から依頼され、業として鳥獣の捕獲等を行おうとする者については（ ）内に☑を記入し、それ以外の者は（ ）内の文字を抹消すること。
7. 原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とし、最長で3か月程度とする。ただし、捕獲等の実績がある者で、捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ住民の安全確保に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める場合は、この限りでない。
8. 区域欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入し、捕獲の場所を明らかにした縮尺1:50,000以上の地形図を添付すること。また、農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において捕獲等を行おうとする場合は、農地基本台帳の写し、登記事項証明書、賃貸借契約書の写し等、当該区域の所有権又は使用権を証する書類を添付すること。
9. 方法欄には、使用する捕獲用具の名称を記入し、その構造、設置方法を示す図面を添付すること。
なお、麻酔銃を使用する場合は、使用薬名及び施用量を添付資料として記載すること。
10. 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において捕獲等を行おうとする場合であつて、捕獲個体の止め刺し（殺傷）等について指導・補助を行う者がある場合は、その氏名を記載すること。
11. 処置欄については、捕獲個体の捕獲後の処置の方法について、「計測後放鳥」、「飼養」、「飼養又は処分」、「譲渡はしない」、「標本は〇頭以内」等と記入すること。
12. 鳥獣保護区等の記入欄には、鳥獣保護区、休猟区、公道、自然公園法第21条第1項の特別保護地区、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で設けられた園地であつて囲い又は標識によりその区域を明示したもの、自然環境保全法第14条第1項の原生自然環境保全地域、社寺境内、墓地、銃猟禁止区域、銃猟制限地域又は猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあつては、その旨を記載すること。
13. 狩猟免許に関する記入欄には、申請者（法人にあつては捕獲等に従事する者）が狩猟免許を現に受けている場合にあつては、当該狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免状の番号及び交付年月日を記載すること。
14. 銃砲所持許可証番号及び交付年月日の記入欄には、銃器を使用して捕獲等を行おうとする場合にあつては、当該銃器の所持について申請者（法人にあつては、捕獲等に従事する者）が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定に係る許可証番号及び交付年月日を記載すること。
15. 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において捕獲等を行おうとする場合にあつては、鳥獣の捕獲等に関する研修の受講履歴を記載すること。
16. 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものについて、その法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。
17. 用紙のサイズは日本工業規格A4版とすること。

鳥獣の捕獲等許可申請者名簿

名称	住所	氏名	職業	生年月日	保険等	狩猟免許を受けている場合				銃器を使用する場合			* 許可番号
						狩猟免許				銃砲所持 許可証番号	交付年月日	銃砲の種類	
						免許の種類	免許した知事名	免状の番号	交付年月日				
班長	神戸市北区〇〇〇町 〇〇番地の〇	神戸 太郎	農業	S〇.〇.〇	〇〇〇損保 施設 損害賠償責任保険	わな	兵庫県知事	第〇〇号	RO.〇.〇				
	同上	神戸 花子	農業	S〇.〇.〇	〇〇〇損保 施設 損害賠償責任保険	わな	兵庫県知事	第〇〇号	RO.〇.〇				
	神戸市須磨区〇〇〇町 〇丁目〇-〇	神戸 一郎	農業	H〇.〇.〇	〇〇〇損保 施設 損害賠償責任保険	わな	兵庫県知事	第〇〇号	RO.〇.〇				

班長の欄に代表者を記載。

同一農地を管理するグループとして、例えばご家族で世帯を別とする経営者又は経営補助者の方も同時申請することが可能です。

*欄は申請者においては記入しない。

農業委員会事務局への照会に関する同意書 記載例

(様式第2号 別紙2)

神戸市長 あて

農業委員会事務局への照会についての同意書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条の規定により鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けるにあたり、市が農業委員会事務局に対し、農地基本台帳の登録状況について照会することに同意します。

原則、申請日の日付
としてください。

令和○年 ○月○○日

住 所 神戸市北区○○○町○○番地の○

氏 名 神戸 太郎
神戸 花子

ご家族等のグループで申請される場合は、全員
のお名前をフルネームで記載してください。

住 所 神戸市須磨区○○○町○丁目○-○

住所が異なる方を含んで申請される場合
は、住所とお名前（フルネーム）を追記し
てください。

氏 名 神戸 一郎

住所等変更届出書 兼 鳥獣捕獲許可証等亡失届出書 兼 鳥獣捕獲許可証等再交付申請書 記載例

(様式第7号)

令和〇年 〇月 〇〇日

住所等変更届出書
鳥獣捕獲許可証等亡失届出書
鳥獣捕獲許可証等再交付申請書

神戸市長 宛

住 所 (所在地)	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 神戸市北区〇〇〇町〇〇番地の〇 Tel. 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
ふりがな 氏 名	神戸 太郎 (記名又は署名)	
職 業	農 業	
生年月日	〇〇〇年 〇月 〇〇日生	該当する欄にチェックしてください。許可期間中に許可証を紛失された場合は、原則、再発行を行いますので、亡失届出及び再交付申請の両方にチェックしてください。
<input type="checkbox"/> 住所・氏名変更届出 下記のとおり住所・氏名を変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）の規定により届け出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 亡失届出 下記のとおり鳥獣捕獲許可証等を亡失したので、法の規定により届け出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 再交付申請 法の規定により下記のとおり鳥獣捕獲許可証等の再交付を申請します。		
狩猟免状等の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 鳥獣捕獲許可証 <input type="checkbox"/> 鳥獣飼養登録票 <input type="checkbox"/> 販売許可証	許可証の番号を記載してください。
番 号	第〇〇〇号	許可証の交付日及び許可証を紛失した日（不明な場合は紛失に気付いた日）を記載してください。
交付年月日	令和〇年 〇月 〇〇日	
変更・亡失年月日	令和〇年 〇月 〇〇日	
旧住所・氏名	神戸市北区〇〇〇町〇丁目〇〇番地	
※ 住所・氏名	神戸市北区〇〇〇町〇〇番地の〇	住所を変更される場合は旧住所と新住所を記載してください。
亡失又は再交付の理由	(例) 捕獲作業時に紛失。捕獲活動を継続するため、再交付申請。	

有害鳥獣捕獲活動報告書 記載例

(様式第8号)

令和〇年 〇月〇〇日

神戸市長 宛

住 所 神戸市北区〇〇〇町〇〇番地の〇
(班 長) 神戸 太郎 (記名又は署名)

有害鳥獣捕獲活動報告書

グループで申請された場合は代表者の方が報告書を取りまとめて提出してください。

下記のとおり有害鳥獣捕獲活動を実施したので報告します。

記

1. 捕獲許可証番号 第〇〇〇号 ~ 第〇〇〇号

グループで申請された場合は、1名ずつ連番で許可証を発行しますので、許可を受けた全員分の許可証番号を記載して下さい。

2. 捕獲活動区域 神戸市北区〇〇〇町〇〇番地の〇 (鳥獣保護区・銃猟禁止区域)

捕獲等の区域として申請した場所を記載してください。

該当する場合は〇をつけること。

3. 活動日数 計 〇〇日間

許可期間のうち、実際の活動日数について記載してください。活動日数とは、実際にわなを設置し、見回り等を行った日数を含み、必ずしも獲物が捕獲された場合に限りません。

4. 活動人員 延べ 〇〇人 (別紙 出勤者名簿・集計表のとおり)

別紙 出勤者名簿の総計の延べ人数 (許可を受けた人の数ではありません。) を記載してください。

5. 許可頭 (羽) 数 イノシシ (幼獣含む) 〇頭

申請した獣種と捕獲予定頭数を記載してください。

6. 捕獲鳥獣名及び捕獲頭 (羽) 数 イノシシ 〇頭

許可期間中に実際に捕獲した頭数を記載してください。なお、許可を受けた獣種以外の鳥獣、許可を受けた頭数を超過しての捕獲はできませんので、わなにかかった場合は速やかに放獣してください。

捕獲頭 (羽) 数が0又は許可数に至らなかったときの主な理由について

(例) イノシシの行動範囲が変わったと考えられるため、箱わなへの警戒が強い個体が多かったと考えられるため、等

一月毎に1枚作成してください。

捕獲活動出勤者名簿・

わなの見回りのみであれば、許可対象者以外の方が行っても構いません。(その場合、(※)と記載してください。)ただし、わなの設置及び獲物の止め刺しについては、必ず許可を受けた方が行ってください。

R4年 5月度

出勤 月日	班員名				計	捕獲数		捕獲依頼書 No.
	神戸太郎	神戸花子	神戸一郎	(神戸次郎※)		鳥獣名	計	
1	○	○			2	イノシシ	0	
2	○	○			2	〃	0	
3			○		1	〃	0	
4			○		1	〃	0	
5			○	○	2	〃	0	
6			○	○	2	〃	0	
7			○	○	2	〃	0	
8			○	○	2	〃	0	
9	○	○			2	〃	0	
10	○	○			2	〃	0	
11	○	○			2	〃	0	
12	○	○	○	○	4	〃	1	
13					0	〃	0	
14					0	〃	0	
15					0	〃	0	
16						〃	0	
17			○			〃	0	
18			○			〃	0	
19			○		1	〃	0	
20			○		1	〃	0	
21	○	○			2	〃	0	
22	○	○			2	〃	0	
23	○	○			2	〃	0	
24	○	○			2	〃	0	
25	○		○		2	〃	2	
26			○		1	〃	0	
27			○		1	〃	0	
28			○	○	2	〃	0	
29				○	1	〃	0	
30				○	1	〃	0	
31				○	1	〃	0	
総計	11	10	15	9	45		3	

わなの設置・見回りや止め刺しなどの捕獲活動に従事された場合に○を記載。

箱わな閉鎖

原則として毎日見回りは行ってください。都合により活動に従事できない日がある場合は、わなを閉鎖するなどの安全措置を取ってください。

(※) 許可対象外補助員

報告書に記入する捕獲頭数(複数月活動した場合はその合計)

令和〇年 〇月〇〇日

神戸市長 あて

兵庫県猟友会 〇〇支部

〇〇 〇〇 (記名又は署名)

有害鳥獣捕獲活動 指導・補助 報告書

令和〇年〇〇月〇〇日に以下の者から依頼を受け、有害鳥獣捕獲（止め刺し）への指導・補助を行いましたので報告します。

獣種 イノシシ 〇 頭

捕獲場所 北区〇〇〇町〇〇番地の〇

捕獲した獣種・頭数、捕獲場所に間違いがないかどうかご確認ください。捕獲場所が空欄になっている場合は記載をお願いします。

(捕獲・止め刺し後の写真を添付のこと)

上記確認しました。

自筆・フルネームでサインをお願いします。

依頼者 神戸太郎

よくあるご質問

1. わなの見回りを家族や近所の人に頼むことは可能か。

わなの見回りのみであれば、有害鳥獣捕獲許可を受けていない方や、狩猟免許を所持していない方であっても実施することは可能です。

ただし、わなの設置及び獲物が捕獲された場合の止め刺しについては、必ず有害鳥獣捕獲許可を受けた方が主体となって行ってください。その際も、安全性確保のため、可能な限り、補助者（許可を受けた方に限りません。）を含めた複数人で作業を行ってください。

また、わなの維持管理や、獲物の行動把握を行うためにも、有害鳥獣捕獲許可を受けた方による定期的な見回りも必ず行ってください。

2. 狩猟期に猟友会支部員以外の狩猟者に止め刺しを行ってもらってもよいか。

有害鳥獣捕獲と狩猟は別の制度です。有害鳥獣捕獲としてイノシシ等の捕獲を行う場合は、止め刺しについても、その区域で有害鳥獣捕獲許可を得ている者が行う必要があります。

神戸市では、市域のエリア別に、兵庫県猟友会各支部の有害鳥獣捕獲班と協定を締結し、各捕獲班員にイノシシ等の有害鳥獣捕獲を許可していますので、ご自身で止め刺しを行うことが難しい場合は、市の指定する猟友会支部員に止め刺しの指導・補助又は代行を依頼してください。（個人の費用負担は発生しません。）

3. 箱わなは許可期間毎に返却しなければならないのか。

箱わなの貸与期間は、原則、有害鳥獣捕獲許可の期間内としますが、許可期間満了後、継続して新たに捕獲許可を申請する場合は、継続貸与も可能です。（期間を更新して、再度、箱わな貸与申請書を提出していただく必要があります。）

在庫数により、ご希望に添えない場合もありますので、担当の農業振興センターに事前にご相談ください。

なお、貸与期間にかかわらず、捕獲活動を中止する場合は、速やかに返却してください。

4. くくりわな等、箱わな以外のわなを使いたい。

現行の許可制度では、農業者として有害鳥獣捕獲に従事する場合は、箱わな又は囲いわなによる捕獲に限定しています。（猟友会有害捕獲班員として有害鳥獣捕獲に従事する場合は、原則、所持している免許の種類に応じた捕獲方法を許可しています。）

5. わなを自分の農地以外の場所に設置したい。

箱わな又は囲いわなの設置場所は、原則、自らの農地及びそれに隣接した敷地内に限ります。

農地の周囲に設置することは可能ですが、ご自身で管理・使用できる土地（所有権又は使用权がある土地）に設置してください。

6. 止め刺しを行う用具（電殺器・ナイフなど）を貸してほしい。

箱わな以外のわなや、止め刺しの用具については、市で貸与を行っておりません。ご自身でご用意ください。

7. 止め刺し後の個体を処理してほしい。

止め刺し後の捕獲個体の埋設等の処理については、原則、ご自身で行っていただきます。（市で処理を行うことはできません。）

埋設等の処理については、有害鳥獣捕獲許可を受けていない方や、狩猟免許を所持していない方とも協力して行っていただいて構いませんが、必ず許可を受けた方が適正な処理が行われたことを確認してください。

捕獲個体を譲渡することについても禁じていませんが、譲り受ける者により、残渣等も含めて適切な処理が確実になされることを確認した上で譲渡を行ってください。

8. 止め刺し後の個体をジビエに利用したい。

食肉利用は、原則、自家消費に限ります。解体後の内臓や骨などの残渣については、目立たぬよう小分けにし、袋に包んで燃えるごみに出すなど、食品残渣として適切に処理してください。（通常の家庭ごみとしてクリーンステーションに出せるものは、45Lの指定袋に入る重さ5kgまでのものになります。）

また、野生動物の肉は、寄生虫や、感染症のもととなる病原菌・ウイルスを保有している場合があるため、衛生的な解体や、内臓異常の確認、調理器具等の消毒を十分に行った上で、必ず加熱して食用にしてください。

なお、捕獲個体を食肉として販売するには、別途、食品衛生法に基づく食肉処理業の許可等が必要となりますので、ご注意ください。

様式集

- ・ 有害鳥獣捕獲許可申請書
- ・ 鳥獣の捕獲等許可申請者名簿
- ・ 農業委員会事務局への照会についての同意書
- ・ 住所等変更届出書 兼 鳥獣捕獲許可証等亡失届出書 兼 鳥獣捕獲許可証等再交付申請書
- ・ 箱わなの貸与申請書
- ・ 有害鳥獣捕獲活動報告書
- ・ 捕獲活動出勤者名簿・集計表

(様式第2号) 表面

年 月 日

神戸市長 あて

住 所 (備考) 1 参照	〒 ー 電話番号 ー ー
氏 名 (備考) 2 参照	(記名又は署名) ほか 名
職 業 (備考) 3 参照	
生年月日	年 月 日 生

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定（並び同法第9条第8項及び同法施行規則第7条第7項）※により鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けたいので、以下により申請します。(備考) 4 参照

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等としようとする鳥類の卵の種類及び数量	(備考) 5 参照
捕獲等又は採取等の目的	(備考) 6 参照 (□ 被害等を受けた者から依頼され、業として捕獲等を行う場合に限る)
捕獲等又は採取等の期間	(備考) 7 参照
捕獲等又は採取等の区域	(備考) 8 参照
捕獲等又は採取等の方法	(備考) 9 参照 処理について指導・補助を行う者がある場合はその者の氏名 (備考) 10 参照 ()
捕獲等又は採取等をした後の処理	(備考) 11 参照
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等しようとする場合にあってはその旨	(備考) 12 参照
狩猟免許を受けている場合は当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免状の番号及び交付年月日	(備考) 13 参照
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可番号、許可年月日及び鉄砲の種類	(備考) 14 参照
捕獲等に関する研修等の受講履歴	(備考) 15 参照
備考	(備考) 16 参照

- <添付資料>
- 縮尺5万分の1以上の地形図（捕獲の場所を明らかにしたもの）及びその区域の所有権又は使用権を示す書類（被害防止の目的で自らの事業地内で捕獲を行う場合に限る。）
 - 使用する捕獲用具に係るその構造、設置方法等を示す図面
 - 複数人が同一の目的で捕獲に携わる場合で捕獲区域や方法も同一の場合、「鳥獣の捕獲等及び鳥獣の卵の採取等の許可申請者名簿（別紙1）」
 - 農業者が農業被害防止の目的で申請を行う場合、農業委員会事務局への照会に関する同意書（別紙2）
 - その他市長が必要と認める書類（有害鳥獣捕獲依頼書（様式第1号）等）

※ 法人申請で、従事者証の交付申請も同時に行う場合は（ ）を外し、それ以外の場合は（ ）内の文字を抹消すること。

(様式第2号) 裏面

(備考)

1. 住所欄には、法人申請（従事者証を交付する場合）の場合以外は、所属機関の所在地ではなく、申請者本人の自宅の住所を記載すること。
2. 氏名欄には、複数人が同一の目的で捕獲に携わる場合で捕獲区域や方法も同一の場合には、氏名欄の下に「ほか〇名」と人数を記入し、代表者（班長とすること）を含み「鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿（別紙1）」に必要事項を記載の上、添付すること。
法人申請の場合は、その法人の長の名前を記入し、従事者は従事者名簿（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿（別紙1））に必要事項を記載の上添付すること。
3. 農業被害防止の目的で申請を行うことができる農業者は、市内において1,000m²以上の農地を耕作している経営者若しくは経営補助者として農地基本台帳に登録されている者とする。
4. 法人申請（当該申請において、法人申請を行うことができるものは、法第9条第8号に規定する法人（国、地方公共団体その他環境省令で定める法人）に限るものとし、従事者証を交付する場合。以下同じ。）で、従事者証の交付申請も同時に行う場合にあつては、（ ）を外し、従事者証の交付申請を同時に行わない場合若しくは個人申請の場合は（ ）内の文字を抹消すること。
5. 捕獲の頭（羽・個）数は、各人別に割り振られた頭（羽・個）数を記載すること。また、1頭を共同で捕獲するような場合においては、合計〇人で1頭というように記載すること。
6. 目的欄には「有害鳥獣捕獲（農林水産業被害防止）」等、捕獲等をする事由を記載することとし、農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において捕獲等を行おうとする場合は、当該事業地内における被害状況の詳細について記載すること。また、被害等を受けた者から依頼され、業として鳥獣の捕獲等を行おうとする者については（ ）内に☑を記入し、それ以外の者は（ ）内の文字を抹消すること。
7. 原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とし、最長で3か月程度とする。ただし、捕獲等の実績がある者で、捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ住民の安全確保に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める場合は、この限りでない。
8. 区域欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入し、捕獲の場所を明らかにした縮尺1:50,000以上の地形図を添付すること。また、農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において捕獲等を行おうとする場合は、農地基本台帳の写し、登記事項証明書、賃貸借契約書の写し等、当該区域の所有権又は使用権を証する書類を添付すること。
9. 方法欄には、使用する捕獲用具の名称を記入し、その構造、設置方法を示す図面を添付すること。
なお、麻酔銃を使用する場合は、使用薬名及び施用量を添付資料として記載すること。
10. 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において捕獲等を行おうとする場合であつて、捕獲個体の止め刺し（殺傷）等について指導・補助を行う者がある場合は、その氏名を記載すること。
11. 処置欄については、捕獲個体の捕獲後の処置の方法について、「計測後放鳥」、「飼養」、「飼養又は処分」、「譲渡はしない」、「標本は〇頭以内」等と記入すること。
12. 鳥獣保護区等の記入欄には、鳥獣保護区、休猟区、公道、自然公園法第21条第1項の特別保護地区、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で設けられた園地であつて囲い又は標識によりその区域を明示したもの、自然環境保全法第14条第1項の原生自然環境保全地域、社寺境内、墓地、銃猟禁止区域、銃猟制限地域又は猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあつては、その旨を記載すること。
13. 狩猟免許に関する記入欄には、申請者（法人にあつては捕獲等に従事する者）が狩猟免許を現に受けている場合にあつては、当該狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免許の番号及び交付年月日を記載すること。
14. 銃砲所持許可証番号及び交付年月日の記入欄には、銃器を使用して捕獲等を行おうとする場合にあつては、当該銃器の所持について申請者（法人にあつては、捕獲等に従事する者）が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定に係る許可証番号及び交付年月日を記載すること。
15. 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において捕獲等を行おうとする場合にあつては、鳥獣の捕獲等に関する研修の受講履歴を記載すること。
16. 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものについて、その法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。
17. 用紙のサイズは日本工業規格A4版とすること。

(様式第2号 別紙1)

鳥 獣 の 捕 獲 等 許 可 申 請 者 名 簿

名称	住 所	氏 名	職 業	生年月日	保険等	狩猟免許を受けている場合				銃器を使用する場合			* 許可番号
						狩 猟 免 許				銃砲所持 許可証番号	交付年月日	銃砲の種類	
						免許の種類	免許した知事名	免状の番号	交付年月日				
班長													

*欄は申請者においては記入しない。

(様式第2号 別紙2)

神戸市長 あて

農業委員会事務局への照会についての同意書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条の規定により鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けるにあたり、市が農業委員会事務局に対し、農地基本台帳の登録状況について照会することに同意します。

年 月 日

住 所

氏 名

(様式第7号)

年 月 日

住所等変更届出書
鳥獣捕獲許可証等亡失届出書
鳥獣捕獲許可証等再交付申請書

神戸市長 宛

住 所 (所在地)	(〒 -) Tel. - -	
おな 氏 名	(記名又は署名)	
職 業		
生年月日	年 月 日生	
<input type="checkbox"/> 住所・氏名変更届出 下記のとおり住所・氏名を変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）の規定により届け出ます。 <input type="checkbox"/> 亡失届出 下記のとおり鳥獣捕獲許可証等を亡失したので、法の規定により届け出ます。 <input type="checkbox"/> 再交付申請 法の規定により下記のとおり鳥獣捕獲許可証等の再交付を申請します。		
狩猟免状 等の種類	<input type="checkbox"/> 鳥獣捕獲許可証 <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 鳥獣飼養登録票 <input type="checkbox"/> 販売許可証	
番号		
交付年月日	年 月 日	
変更・亡失年月日	年 月 日	
旧住所・氏名	-----	
※ 住所・氏名		
亡失又は再交付 の理由		

年 月 日

神戸市鳥獣被害防止対策協議会 あて

住 所

名 前

(記名又は署名)

電話番号

箱わな（大型獣用）貸与申請書

以下の通り、箱わなの貸与を申請します。

- ・希望貸与期間： 年 月 日～ 年 月 日
- ・箱わなの設置予定場所（住所）：
※位置図を添付のこと。
- ・捕獲許可証番号：第 号 ～ 第 号

(以下、市において記入し交付するので、申請者にて保管のこと。)

以下の通り、箱わなを貸与します。

貸与期間： 年 月 日～ 年 月 日

箱わなの仕様・取扱いについて：別紙の通り

(注)・箱わなは、事前に担当事務局まで連絡の上、設置する区別に、以下の保管場所までご自身で取りに来てください。また、箱わなの貸与数は、捕獲班毎に1基に限ります。

(設置場所) 須磨区，垂水区，西区内：

北区内：

- ・箱わなは、貸与期間終了後、事前に担当事務局まで連絡の上、上記場所まで速やかに返却してください。
- ・貸与期間については、箱わなの在庫数により、ご希望に添えない場合がございます。
- ・貸与期間は有害鳥獣捕獲許可の期間内に限ります。また、貸与期間内に関わらず、捕獲活動を中止する場合は速やかに返却してください。
- ・箱わなの設置及び維持管理はご自身で行っていただくものとし、箱わなの使用により生じた事故及び損害については、全て設置者の責任に帰すものとします。
- ・箱わなに不具合が生じた場合は、閉鎖する等の安全措置をとった上で、速やかに担当事務局までご連絡ください。
- ・明らかな過失や故意により、貸与物に損傷が生じたと認められる場合は、損傷に関し賠償請求を行うことがあります。

(神戸市鳥獣被害防止対策協議会 事務局)

須磨区，垂水区，西区：担当 神戸市経済観光局西農業振興センター (TEL 078-975-5800)

北区：担当 神戸市経済観光局北農業振興センター (TEL 078-982-7111)

(様式第8号)

年 月 日

神戸市長 宛

住 所
(班 長)

(記名又は署名)

有害鳥獣捕獲活動報告書

下記のとおり有害鳥獣捕獲活動を実施したので報告します。

記

1. 捕獲許可証番号 第 号 ～ 第 号
2. 捕獲活動区域 (鳥獣保護区・銃猟禁止区域)
3. 活 動 日 数 計 日間
4. 活 動 人 員 延べ 人 (別紙 出勤者名簿・集計表のとおり)
5. 許可頭 (羽) 数
6. 捕獲鳥獣名及び捕獲頭 (羽) 数

捕獲頭 (羽) 数が0又は許可数に至らなかったときの主な理由について

(様式第8号 別紙)

捕獲活動出勤者名簿・集計表

年 月 度

出勤 月日	班員名						捕獲数		捕獲依頼書 No.
						計	鳥獣名	計	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
総計									

(※) 許可対象外補助員